

「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画（素案）」の概要

1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第1項に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲許可等の事業実施に関する基本的な計画を策定する。

2 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 計画の概要

（1）鳥獣保護区，特別保護地区指定

鳥獣保護区 52カ所・16,235^{ヘクタール}，うち特別保護地区 21カ所・1,493^{ヘクタール}

（2）鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可の基準

（3）特定猟具使用禁止区域，指定猟法禁止区域の指定

①特定猟具使用禁止区域の指定計画（狩猟による危険の予防）

- ・銃猟禁止区域 64箇所・39,607^{ヘクタール}
- ・くくりわな猟禁止区域 1箇所・400^{ヘクタール}

②指定猟法禁止区域の指定計画（希少種保護や鳥獣の鉛中毒の予防）

- ・くくりわな猟禁止区域 2箇所・14,705^{ヘクタール}
- ・鉛散弾禁止区域 1箇所・98^{ヘクタール}

（4）特定計画の策定

①第二種特定鳥獣の管理計画の策定

- ・生息数の増加及び生息範囲の拡大の著しいニホンジカ，イノシシ，ニホンザルの適正管理計画を策定し，施策を展開する

②管理事業

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は，広域的な個体群管理を行う観点から，複数市町村にまたがることを基本とし，県境付近等では関係機関との連携を図る

（5）その他

高病原性鳥インフルエンザ，豚熱等の感染症への対応

4 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|----------|
| ・パブリックコメントの実施 | 令和3年12月～ |
| ・環境審議会鳥獣部会の開催 | 令和4年 1月 |
| ・「最終案」作成 | 令和4年 2月 |
| ・施行 | 令和4年 4月 |